

2026年3月30日

各 位

上場会社名	東亜建設工業株式会社
代表者	代表取締役社長 早川 毅
(コード番号)	1885 東証プライム市場・札証)
問合せ先責任者	経営管理本部総務部長 中尾 昌義 (TEL 03-6757-3821)

## 株式給付信託（J-ESOP）の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「現行 J-ESOP 制度」といいます。）について、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「J-ESOP-RS 制度」といいます。）へ改定すること、制度対象者については現行 J-ESOP 制度の対象者である従業員に加えて当社を定年退職し再雇用されている社員（以下「シニア社員」といい、「従業員」と「シニア社員」を合わせて「対象従業員」といいます。）にも拡大することにつき決議いたしました（以下「本改定」といいます。）ので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の背景

当社は、長期ビジョン〈TOA2035〉において10年後にありたい姿「社会を支え、人と世界をつなぎ、未来を創る」を掲げ、当社の経営理念である「高い技術」と「誠実な施工」により、お客様に納得していただける高い品質をお届けすること、生産性・安全性の一層の向上のため、積極的な投資を行うことを着実に推進し、ステークホルダーの皆様と社会の要請に応えられる持続的成長企業となることを目指しております。

当社は、長期ビジョンの実現に向けて高い次元で挑戦する従業員とその成果に報いる観点から2023年に現行 J-ESOP 制度を導入しております。今般、さらなる人的資本への投資の一環として、様々なインセンティブプランを検討してまいりましたが、現行 J-ESOP 制度の一部を改定することといたしました。具体的には、給付時期を退職時から在職時に変更し、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付すこととし、制度対象者についてはシニア社員にも拡大します。在職時から幅広い世代の対象従業員自身が議決権を行使すること及び配当金を受領することにより、今まで以上に対象従業員自身のオーナーシップと経営意識が高まり、持続的な企業価値の向上に資すると考えております。また、シニア社員にも拡大することで、従業員との処遇の差を縮め、引き続き、株価及び業績向上への関心を持ち続けながら、意欲的に業務に取り組むことに寄与するものと考えております。

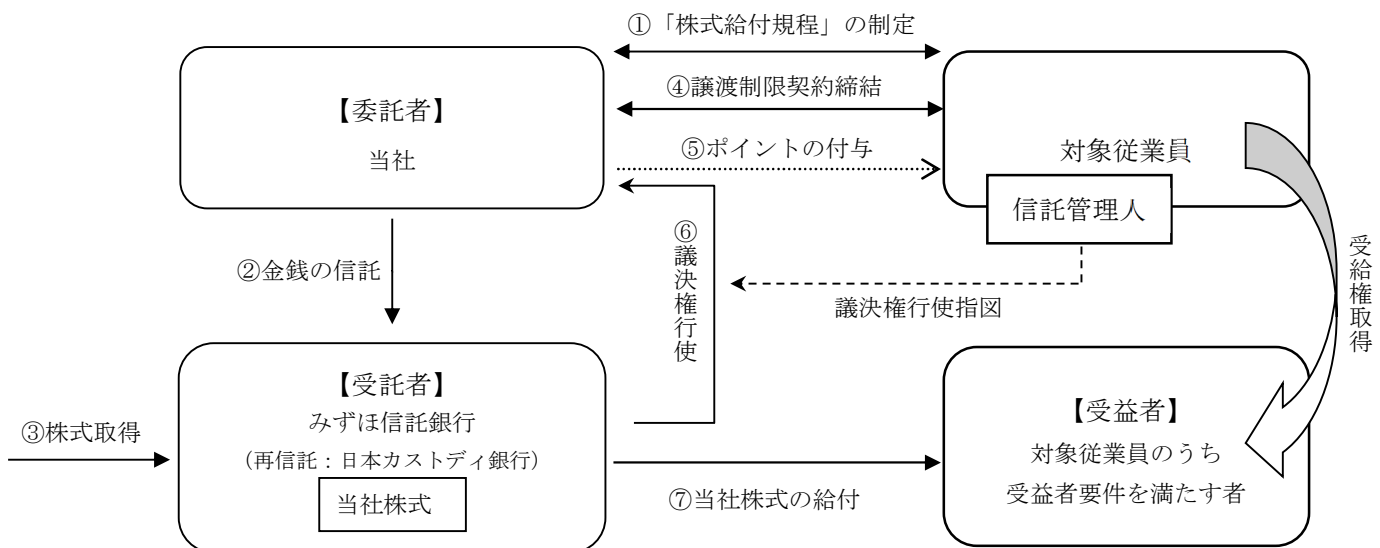
## 2. J-ESOP-RS 制度の概要

J-ESOP-RS 制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し勤続状況等に応じてポイントを付与し、現行 J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）を通じ、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。現行 J-ESOP 制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し本信託内に残存する当社株式および金銭は、改定後は、J-ESOP-RS 制度に基づく給付の原資に充当することといたします。なお、対象従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、対象従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

### 【J-ESOP-RS 制度の仕組み】



- ① 当社は、本改定に際し「株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2023年2月24日
- (9) 金銭を信託した日 : 2023年2月24日
- (10) 信託の期間 : 2023年2月24日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、J-ESOP-RS 制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上